

【 収入保険加入拡大協力奨励費交付要領 】

1. 交付目的

収入保険事業の更なる加入拡大を図るため、加入推進活動にご協力いただいた青色申告取り扱い事業所等（個人含む）に奨励金を交付し、加入推進の一助とする。

2. 交付対象年

令和7年度

3. 予 算 額

600,000円以内

4. 交 付 対 象

新規加入への支援をいただいた組織や個人などに交付する。

5. 交 付 基 準

（1）税理士事務所等における協力奨励措置

税理士事務所等の紹介により、新規加入された経営体数に応じて、1経営体当たり10,000円の奨励金を交付する。

※対象となる加入経営体は、令和7年3月から令和8年2月に保険期間が開始する経営体とし、新規に加入した経営体とする。

（2）加入者紹介における協力奨励措置

組織や個人からの紹介により、新規加入された経営体数に応じて、1経営体当たり5,000円の奨励金（収入保険加入者からの紹介は5,000円程度の奨励品）を交付する。

※対象となる加入経営体は、令和7年3月から令和8年2月に保険期間が開始する経営体とし、新規に加入した経営体とする。

6. 交付時期

令和8年3月末までに交付する。

7. 交付方法

別に定める申請書により指定のあった口座へ振込等する。

8. 制定年月日

令和7年4月1日